

和食川水系 流域での取組と検討事項

イメージ図

従来型治水
(ながす)



ためる



とどめる



そなえる



1 洪水を安全に「ながす」対策

- (1) 河川整備の推進【高知県】
- (2) 放水路の堆砂対策【高知県、芸西村】
- (3) 適切な河川等の維持管理【高知県、芸西村】
- (4) 内水排除【芸西村】

2 流域で雨水を「ためる」対策

- (1) ダムの建設【高知県】
- (2) 森林の保全・整備
【四国森林管理局、森林整備センター、高知県、芸西村、流域関係者】
- (3) 農地の保全・整備【高知県、芸西村、流域関係者】

3 氾濫を一定の地域に「とどめる」対策

- (1) 砂防関係施設の整備【高知県】
- (2) 流木対策の推進【高知県、流域関係者】

4 水害に「そなえる」対策

- (1) 土地利用の検討【高知県、芸西村】
- (2) 水位計・カメラの設置、水位情報及び土砂災害警戒情報等の提供【高知県】
- (3) 避難の判断に必要な情報の提供【高知県】
(高知県防災アプリの活用)
- (4) 各種浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定、公表【高知県】
- (5) 各種ハザードマップの作成、公表、周知【芸西村】
- (6) 安全な避難のための取組・防災教育【高知県、芸西村、流域関係者】
(要配慮者利用施設避難確保計画の作成の促進、防災教育・避難訓練の実施)
- (7) 発災時の応急措置及び発災後の早期復旧のための取組【国、高知県、芸西村】
(防災拠点と緊急輸送ルートの確保、災害時の支援協定)

イメージ図

従来型治水
(ながす)



ためる



とどめる



そなえる

和食ダム

過去最大被害をもたらした平成元年8月洪水規模の降雨から州域の社会的、経済的な被害の軽減を図るものとし、河川改修やダム建設を実施する。

ダムにより湧水時においても既得取水の安定化及び動植物の生息地の状況など、河川環境の保全が満足される流量を確保するよう努めるとともに、新たに芸西村水道用水の取水を可能とする。

○洪水調整

ダム地点の計画高水流量56m³/sのうち、47m³/sの洪水調整を行う。

○流水の正常な機能の維持

河川環境の保全と既得取水の安定化等、流水の正常な機能の維持が図れる流量を確保する。

○水道用水

芸西村に対し、和食ダム地点において、水道用水として新たに1,000m³/日の確保を可能とする。



ダムの近景イメージ

令和4年3月
時点の状況



全体計画	R3年度まで	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降
ダム建設	ダム本体施工	ダム本体施工	Con打設完了	試験湛水	

R6年度完了

※R4年度当初予算ベースでの計画であり、計画変更の可能性あり



河口部に位置する和食川導流堤は、排水する放水路内に、波浪の影響を受けて砂が堆積し、流路が閉塞する場合がある。放水路内が閉塞すれば、河川水が排水できなくなり、浸水により芸西村の基幹産業である施設園芸に多大な被害を与える恐れがある。そのため、しっかりと放水路の維持管理（閉塞対策）に取り組む必要がある。

■過去の被害状況

年月日	浸水面積 (ha)	原因	導流堤の状況
平成元年8月30日	245	豪雨	不明
平成2年9月11日～ 9月20日	89	台風19号	不明
平成4年8月6日～ 8月10日	73	台風11号	不明
平成16年10月20日	73	台風23号	導流堤3門閉塞
平成26年8月10日	40	台風11号	導流堤2門閉塞
平成30年7月6日	38	梅雨前線豪雨	閉塞なし

芸西村資料より

■現在の対応状況（埋塞対策）

- ①水門操作による土砂の排出（フラッシュ）
導流堤の水門を閉めて和食川上流に川の水を一定の高さまでためてから、一気に水門を開放することでためた水を流下させ、その水圧により堆積した土砂を流す。
- ②ブルドーザーによる土砂の排出
導流堤内部の天井部分まで土砂が堆積した場合は、フラッシュでは除去できないため、海側からブルドーザーが導流堤内部に入り砂を除去する。
- ③ポンプ（令和元年設置）を使用した土砂の排出
導流堤の水門を閉めた状態で河川の水をポンプで放水路内に流し込むことで土砂を排出する。

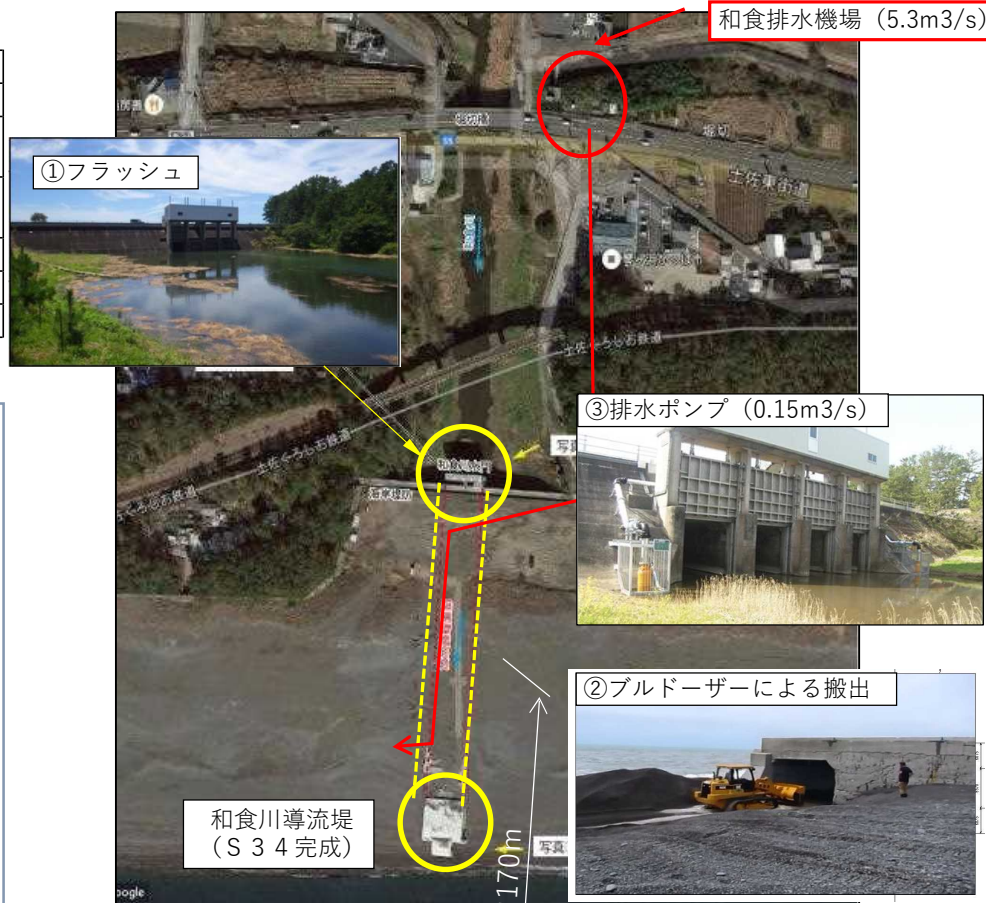
より効率的に砂を押し流すことができるよう
種々の方策を検討

令和元年、令和2年 和食川導流堤に関する検討会開催
和食排水機場の既設導水管を放水路に接続する案を採用

令和3年度に県で詳細設計を実施

【令和4年度の対応】

和食排水機場の既設導水管を試行的に放水路の1門（東側）に接続する工事に着手



全体計画	R3年度まで	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降
4門			1門		

※2門目以降は1門目の効果を確認した後に施工

※R4年度当初予算ベースでの計画であり、計画変更の可能性あり

洪水の流下に支障を及ぼす土砂の撤去を毎年度実施。
局所洗堀や土砂の再堆積が懸念される箇所等の重点的な河川巡視やモニタリングを実施し、適切な河川管理に努める。

和食川

土砂堆積状況



土砂撤去後



土砂堆積状況



土砂撤去後



○河川や水路の流水阻害による浸水被害を防止するために、村内全域の河川および水路で土砂の浚渫や除草を毎年度実施している。



○芸西村では3排水機場の整備及び維持管理を行い、農地等の内水を排除している。
 ○平成元年豪雨を始め、豪雨の度に農地等が冠水被害を受けた。平成21年に3排水機場が完成し、効果的な運用と適切な維持管理に努めている。

排水機場の施設配置図



西分排水機場
 (長谷川左岸地区)
 排水能力：6.4 t/秒

西分下流排水機場
 (長谷川右岸地区)
 排水能力：3.6 t/秒

和食排水機場
 (和食川左岸地区)
 排水能力：5.3 t/秒

ポンプ修繕状況



平成元年災
 (国道冠水状況)



平成元年災
 (農地冠水状況)



- 国土の保全、水源の涵養（かんよう）などの多面的機能を発揮するには、農地を保全することが必要
- そのため、農地の整備などの基盤整備や地域の住民主体による農業用施設の適正管理等を推進することにより、耕作放棄を抑制し、農地を維持

<高知県における農地の現状>

農振農用地29,886ha 耕地面積26,600ha 水田面積20,100ha 水稻作付面積11,300ha

※令和2年データ



I これまでの取り組み実績について（流域内）

○農地の整備済面積（単位:ha）

基盤整備事業	令和3年度まで
流域のほ場整備面積	226.5

※県農業基盤課調べ



○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

多面的機能支払交付金	H28	H29	H30	R元	R2
取組面積(活動組織数)	116(6)	114(6)	114(6)	114(6)	114(6)

※交付金対象農地は、農振農用地

II 今後の取り組みについて（県下全域）

○基盤整備の推進

- 土地条件（形状や排水等）が悪い農地は耕作放棄から敬遠されるため、耕作放棄が増加
- ⇒ 地形条件や地域のニーズに応じた農地の整備を実施し、効率的な営農を行うことで農地を保全
- 農業水利施設の整備により、新たな湛水被害等を防止



○農地の整備済面積及び単年度整備面積（単位:ha）

年度	H28	H29	H30	R元	R2	・	R5(目標)
整備済面積	10,029	10,046	10,067	10,094	10,120	⇒	10,331
単年度整備	14.9	17.2	21.0	27.1	25.8	⇒	81.0

※県農業基盤課調べ

○多面的機能支払交付金の実施面積の拡大、活動の充実化

- 農地として管理し、耕作放棄の発生を抑制
- 多面的機能（水源の涵養など）を維持
- 田んぼダムの検討（取組にあたっての課題整理、住民の意識醸成等）



○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

年度	H28	H29	H30	R元	R2	・	R5(目標)
取組面積	9,339	9,253	9,437	9,211	9,603	⇒	9,800
組織数	334	331	341	333	336	⇒	-

※交付金対象農地は、農振農用地

- 和食川流域市町村には、民有林0.3万ha、国有林0.0万ha、計0.3万ha（うち人工林0.1万ha）の森林（流域市町村の土地面積の約74%）が存在。
- これまでの5年間に於いて、植林や間伐などの森林整備事業を66ha、溪間工1箇所の治山事業を実施。
- 森林は山地災害防止機能や水源かん養機能等の公益的機能を有しており、この機能の適切な発揮に向け森林整備・保全の実施が重要。

和食川流域の森林の整備・保全に向け、関係機関と連携し森林整備及び治山事業を計画的に実施し、樹木の生長や下層植生の繁茂を促し森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。

I 森林の有する機能について

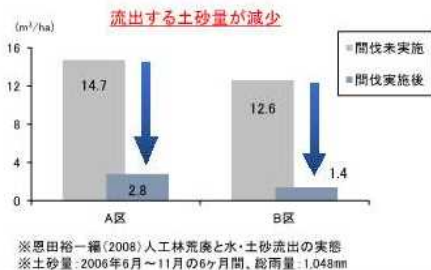
1. 持続可能な森林経営

森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させていくためには、適切な森林の経営管理により、豊かな人工林資源を「伐って、使って、植える」という形の循環利用が必要。



2. 森林施業による土砂流出抑制効果等

森林整備により下層植生を繁茂させ、降雨に伴う土砂流出を抑制。



II これまでの実施状況（過去5年間の実績）

（単位：ha、溪間工は箇所）

	H28	H29	H30	R元	R2	計
森林整備事業	5	10	17	12	22	66
治山事業	溪間工	1	-	-	-	1
	山腹工	-	-	-	-	-

※ 高知県の森林・林業・木材産業及び四国森林管理局業務資料より
 ※ 与市明川流域に係る高知県の市町村内の実績を計上

III 森林の整備・保全

植林



間伐



（実施前）

（実施後）

水源林の整備



針広混交林



育成複層林

治山事業

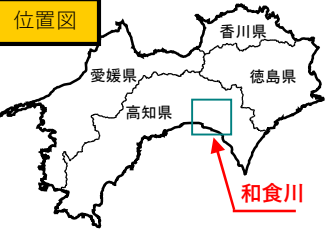


溪間工

◆森林の整備・保全を行う機関と事業◆

- 林野庁 四国森林管理局：森林整備事業、治山事業
- (国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 高知水源林整備事務所：水源林造成事業
- 高知県：造林事業、木材安定供給推進事業、緊急間伐総合支援事業、山地治山事業、水源地域等保安林整備事業、山地防災事業等
- 市町村：森林環境譲与税を活用する事業等

- 和食川流域を含む芸西村では土砂災害警戒区域77箇所、土砂災害特別警戒区域66箇所がある。
- 砂防関係施設の整備により、土砂や流木の流出を防止・抑制する。



全体計画	R3年度まで	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降
西谷川 (砂防)					R9年度 完成
長谷 (急傾)					R7年度 完成

※R4年度当初予算ベースでの計画であり、計画変更の可能性あり

西谷川(砂防)

長谷(急傾)

四国森林管理局、四国地方整備局
高知県治山林道課、高知県防災砂防課

- 激甚化する自然災害において、被害を拡大する流木災害からいのちと暮らしを守るため、流木の発生抑制、発生流木の捕捉を効果的に組み合わせ、より確実な対策を推進
- 今後、治山・砂防といった流域の関係者の連携をさらに強化し、流木対策を加速化

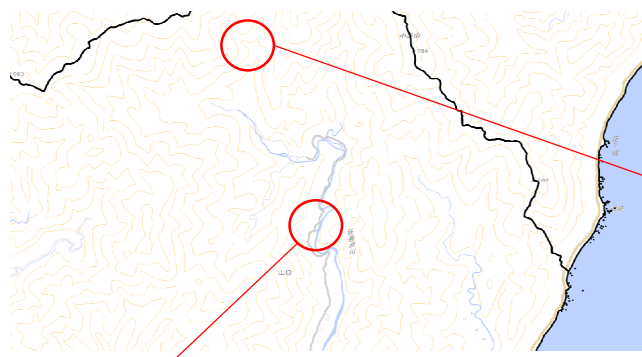
流木をとりまく情勢

近年、流木による被害拡大が多発



R4.8月の大雨でも流木により被害が拡大

高知県内の連携事例（佐喜浜川流域）



下流側に流木捕捉工を設置(砂防事業)



上流側に谷止工を設置（治山事業）

上流域で森林からの流木の発生を抑制しつつ、仮に流木が発生した場合でも下流の施設でこれらを確実に捕捉

流域の関係者が協働して対策に取り組む**流域治水の加速化**が、**激甚化する自然災害の被害の最小化**には重要



治山事業は森林の対策、砂防事業は溪流の対策により流域治水に参画

高知県の流域治水に基づく対策において**治山・砂防の連携を強化**して、**流木対策を加速化**し、**被害の最小化を実現**していく

高知県防災アプリ

- ▼ 気象情報や避難情報、河川水位や土砂災害の危険度など避難の判断に必要な情報を自動的にプッシュ通知。
- ▼ カメラ機能では、24時間前から現在までの河川水位の変化などを確認可能。
- ▼ 防災マップ機能では、開設された避難所の位置やハザードマップ、避難所までのルートなどの確認が可能。
- ▼ グループ機能で家族や近所の方を登録しておけば、自分の安全を知らせたり、SOSを発信することが可能。
- ▼ 幅広い年代が使用できるよう、各年代に合わせた「一般モード」、「ジュニア（こども）モード」、「シニア（高齢者）モード」の切替機能あり。

自分の命を守るために
家族や知人を守るために

高知県防災アプリ

高知県公式アプリ!

災害時に必要となる
防災情報をプッシュ通知でお知らせします

無料
インストールはこちら!

高知防災

高知県防災アプリとは?

プッシュ通知 自分の住んでいる市町村などの防災情報をプッシュ通知でお知らせ

通知設定 プッシュ通知される防災情報や市町村を選択可能

防災情報 リアルタイムの雨量や避難情報などを表示

防災マップ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域など各種ハザードのほか、開設中の避難所などを表示

カメラ 河川カメラなどのリアルタイム画像を表示

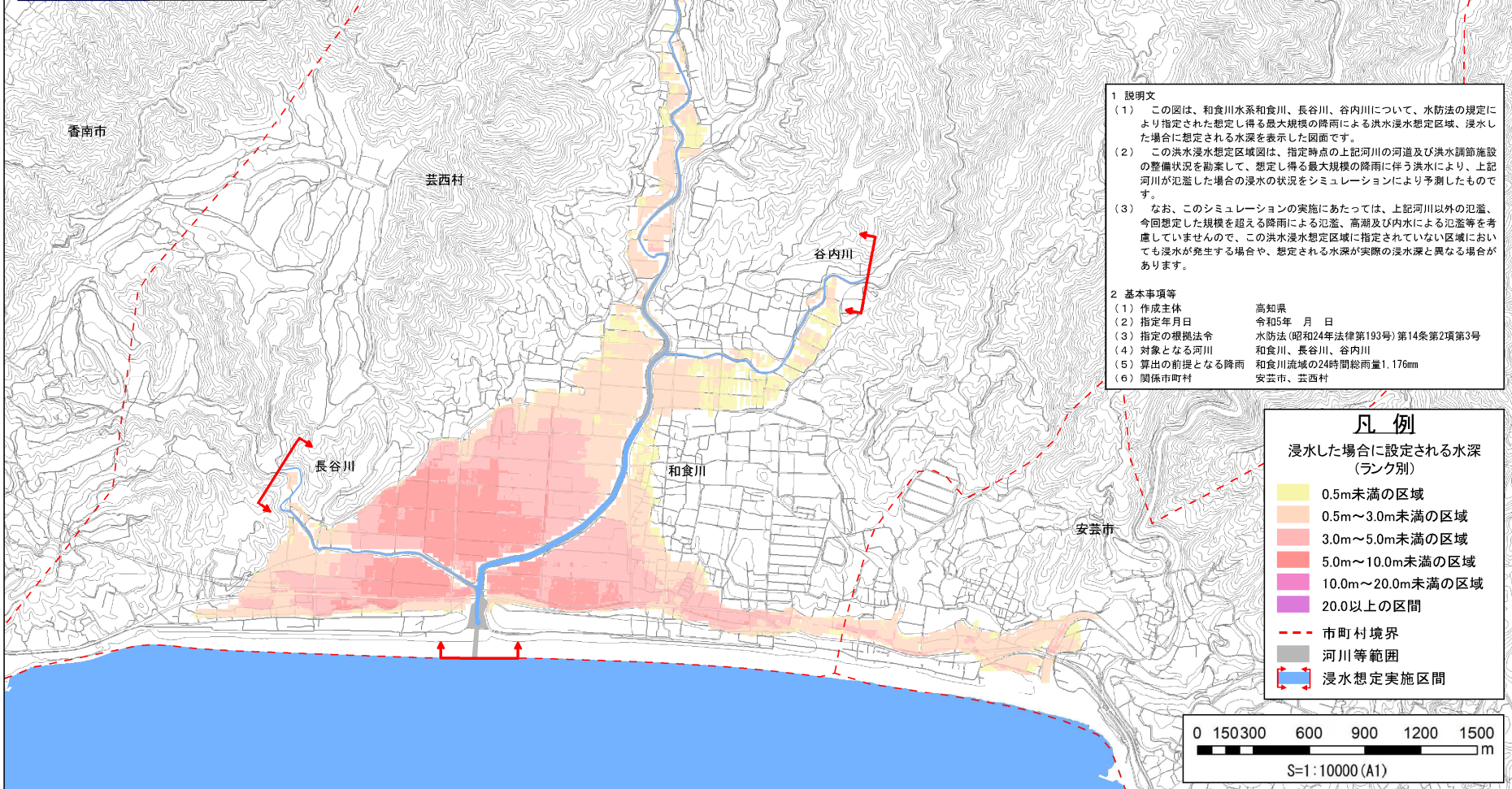
アプリ上で閲覧可能 最新情報を表示
過去24時間表示可能(一部)

その他にも、災害時に使える
安否確認・連絡機能や平時から
防災知識について学べる学習
コンテンツなどを搭載しちゅうきね!
日頃から利用し、
いざというときに備えよき!

高知県イメージキャラクター
てらしおくん

お問い合わせ窓口 高知県 危機管理課 危機管理・防災課
☎ 088-823-9320

和食川水系和食川・長谷川・谷内川 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)



1 説明文

(1) この図は、和食川水系和食川、長谷川、谷内川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の上記河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、上記河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、上記河川以外の氾濫、今回想定した規模を超える降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

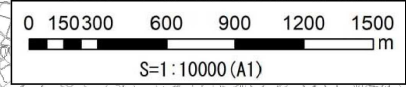
(1) 作成主体	高知県
(2) 指定年月日	令和5年 月 日
(3) 指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号
(4) 対象となる河川	和食川、長谷川、谷内川
(5) 算出の前提となる降雨	和食川流域の24時間総雨量1.176mm
(6) 関係市町村	安芸市、芸西村

凡例

浸水した場合に設定される水深
(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 20.0以上の区間

- 市町村境界
- 河川等範囲
- 浸水想定実施区間



○和食川流域を含む香南市では、土砂災害警戒区域568箇所、土砂災害特別警戒区域552箇所、芸西村では土砂災害警戒区域77箇所、土砂災害特別警戒区域66箇所がある。

基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。

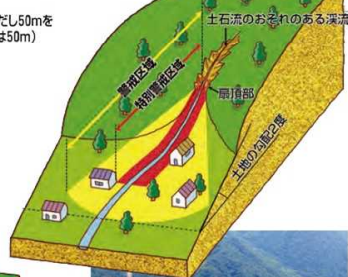
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

- 急傾斜地の崩壊
 - イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
 - ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
 - ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

- 土石流
 - イ 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

- 地滑り
 - イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
 - ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに対応する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域

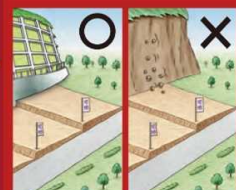


警戒避難体制の整備
土砂災害から住民の生命を守るため、災害発生時の迅速な対応を促すために、警戒避難体制の整備が求められます。【国土交通省】

警戒区域では

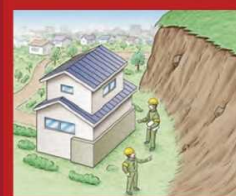
土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅生活環境の保全等に関する法律の施行期に当たっては、土砂災害特別警戒区域の指定区域については、一定の開発行為の許可制が求められます。【国土交通省】

特別警戒区域ではさらに



建築の構造規制
土砂災害特別警戒区域に指定された区域においては、建築物の構造規制が求められます。【国土交通省】



建築物の移動防止
土砂災害特別警戒区域に指定された区域においては、建築物の移動防止が求められます。【国土交通省】

出典：土砂災害防止法「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律について（平成29年9月、全国地すべりがけ崩れ対策協議会）」

○令和3年度に、高知県全域での土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定完了に合わせて、高知県土砂災害防止対策実施方針を策定。住民や行政などのあらゆる主体が、「土砂災害を減らす」「備えて住む」「安全に逃げる」の3方針を相互に補完し合い、継続的に取り組むことで土砂災害に備える。

土砂災害防止対策の根本

土砂災害を減らす

- 土石流・流木対策
- 土砂・洪水氾濫対策、流域・流木対策
- がけ崩れ対策
- 地すべり対策
- 砂防関係施設等の長寿命化対策



住まいの減災化

備えて住む

- 土砂災害防止法に基づく建築物の構造規制・開発行為の制限
- 住居の安全な構造の確保
- 安全な地区への移転

命を守る最大の手段

安全に逃げる

- 土砂災害のハザードマップ作成
- 避難計画作成（各家庭、地区等）
- 安全な避難場所の確保
- 早期避難のための土砂災害警戒情報
- 防災情報に関するシステムの整備
- 防災訓練・防災学習

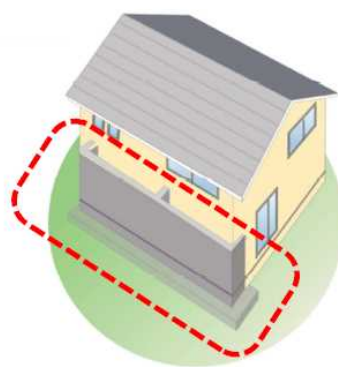
・住民自らの住宅補強を支援！ （「備えて住む」の支援事業）

（高知県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業補助金）

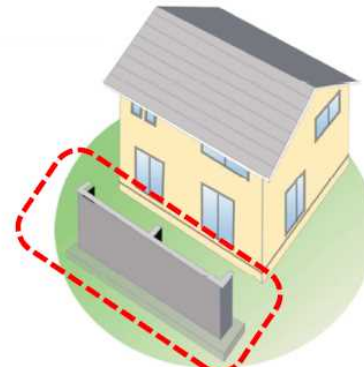
＜補助対象となる構造強化の例＞

既存住宅の建替・増築、住宅の新築※一部要件有を対象
（住宅とは・・・戸建て住宅、共同住宅、店舗等兼用住宅）

①外壁を強化した場合



②防護壁を設置した場合



令和3年度に高知県全域で、土砂災害警戒区域等の指定が完了したことに合わせて、安全な土地がない地域での建替等の際に、土砂災害に対して安全な構造とするための外壁補強・防護壁の設置費用を一部助成（対象経費の3/4）する制度を、令和4年度に創設しました。

平成27年5月の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、浸水想定区域を公表する制度が新たに創設されたことから、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性についての高潮浸水想定区域図の作成を行い、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図る。

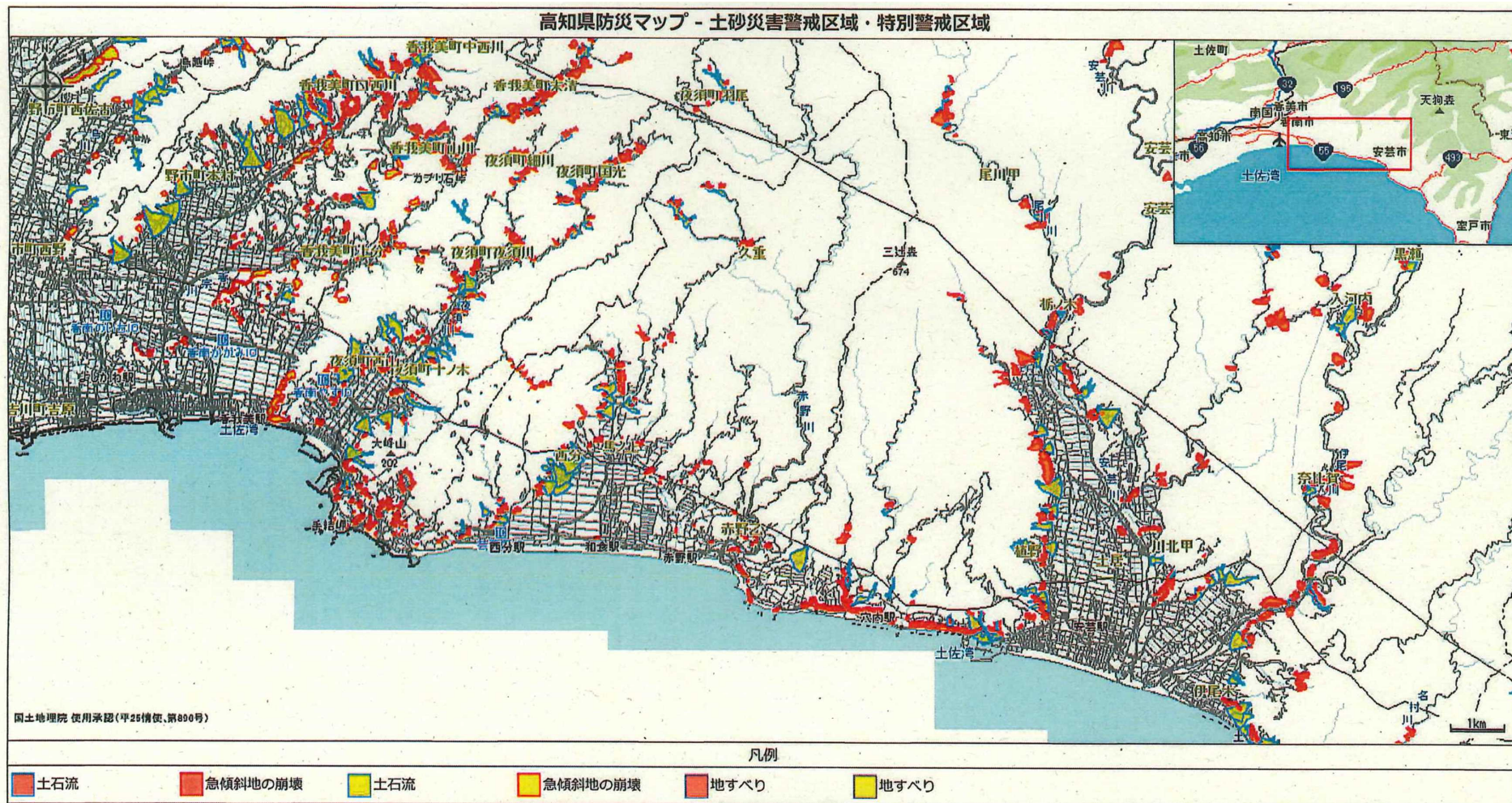
令和3年度より県内3沿岸全域において高潮浸水想定区域図の作成に着手する。



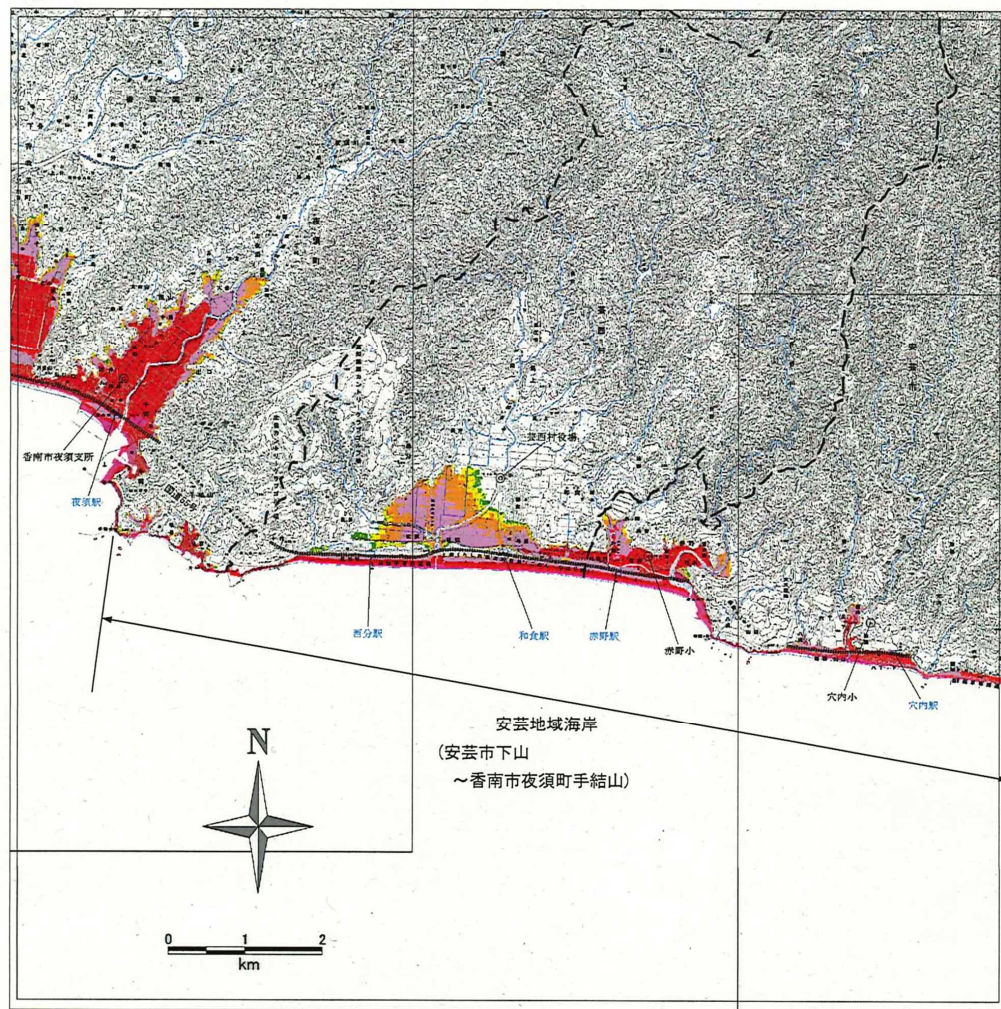
芸西村

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）：77箇所

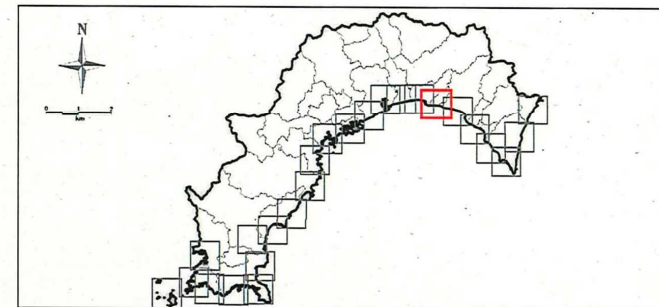
○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）：66箇所



高知県津波浸水想定（芸西地域海岸） <7 安芸市（その2）、芸西村>



※現在の基図は古いものが含まれています。最新の基図が発行されましたら、差し替えとなります。



【留意事項】

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について（解説）」をご参照下さい。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を图示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

【用語の解説】

- (1) 海岸の区分について
 - 地域海岸：高知県沿岸を湾の形状や山付け等の自然条件、過去の津波の浸水範囲等から区分したものです。
- (2) 浸水想定について（図-1参照）
 - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。
 - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。

最大浸水深（m）

■ 20.0 -
■ 10.0 - 20.0
■ 5.0 - 10.0
■ 2.0 - 5.0
■ 1.0 - 2.0
■ 0.3 - 1.0
■ 0.01 - 0.3

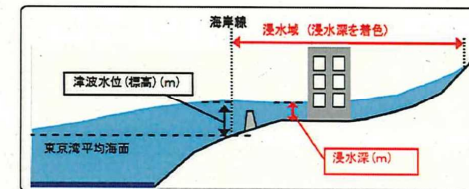


図-1 各種高さの模式図

- ① H27年1月に「土砂災害防止法」（H13.4施行）が改正され、土砂災害警戒区域の指定に加え、速やかな公表が義務化された。
- ② H27年9月関東・東北豪雨の洪水氾濫被害を受けて、H27年11月に「水防法」が改正され、洪水に係る浸水想定区域について想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の公表が義務化された。
- ③ H29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、市町村は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける等が義務化され、また、施設管理者は、避難確保計画の作成等が義務化された。
- ④ H29年6月、国土交通省は「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、緊急的に実施すべき事項のうち、概ね5年（H33年度）で取り組む事項について、緊急行動計画として取りまとめた。その中で、令和3年度末までに、対象となる全施設で避難確保計画の作成・避難訓練を実施することが明記された。
- ⑤ R3年7月に、令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じたことを受けて、「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、施設の管理者等は、市町村への避難訓練の結果の報告が義務化された。
また、市町村は、避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けたときは、必要に応じて、要配慮者利用施設の管理者等に対して助言又は勧告をすることができる」と規定された。

「水防法」に基づく浸水想定区域の指定及び公表

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定及び公表

公表年度	河川名
令和2年度まで	①四万十川 ②中筋川 ③後川 ④仁淀川 ⑤宇治川
	⑥物部川 ⑦鏡川 ⑧国分川 ⑨松田川 ⑩安芸川
	⑪吉野川 ⑫横瀬川 ⑬以布利川 ⑭香宗川 ⑮山北川
	⑯鎌井谷川 ⑰伊尾木川
	⑱坂折川 ⑲奈半利川 ⑳桜川 ㉑新荘川 ㉒柳瀬川
令和3年度	

対象	土砂災害警戒区域数
高知県	20,012箇所

令和3年7月に想定最大規模降雨を対象とする浸水想定区域図公表の義務化河川が、住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川全てに拡充されたことから、今後更に指定・公表を前倒していく。

市町村

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付け
 - ・ 洪水、土砂災害ハザードマップの公表
- (R3水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告について、必要な助言又は勧告を行う

施設管理者

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (R3水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難訓練結果の報告

自主防災組織の活動推進

○組織率100%

村内には自主防災組織が34組織あり、全世帯が加入。組織率は100%。

○活動内容

災害時に地域住民が自主的かつ的確に行動し、被害を最小限に抑えることを目標とする。各組織代表者を中心に避難と炊出しの訓練、資機材の点検、避難路の草刈を行い、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を高めている。平常時からお互いの顔の見える活動をするにより、災害時に住民同士が相互に協力できる環境づくりをしている。

また、県の補助金を活用して防災用品の備蓄に注力している。県補助金の対象外である非常用食料品や日用品は、平成30年度より創設した村単独の補助金を活用している。

〈補助金実績〉

防災用資機材補助金(県・村補助)

R1 西分郷西自主防災組織、長谷自主防災組織、松原自主防災組織

R2 第一自主防災組織、中村自主防災組織、北組自主防災組織、

浜東自主防災組織

R3 郷中・郷東自主防災組織

自主防災組織活動補助金（村補助）

R1 西分郷西自主防災組織、長谷自主防災組織、松原自主防災組織

R2 第一自主防災組織、中村自主防災組織、北組自主防災組織、浜東自主防災組織

芸西村自主防災組織連絡協議会



避難所運営訓練



広域防災拠点とは

災害時における緊急避難場所としてのみでなく、臨時ヘリポートや耐震性非常用貯水槽なども備えた広域的な防災拠点施設。

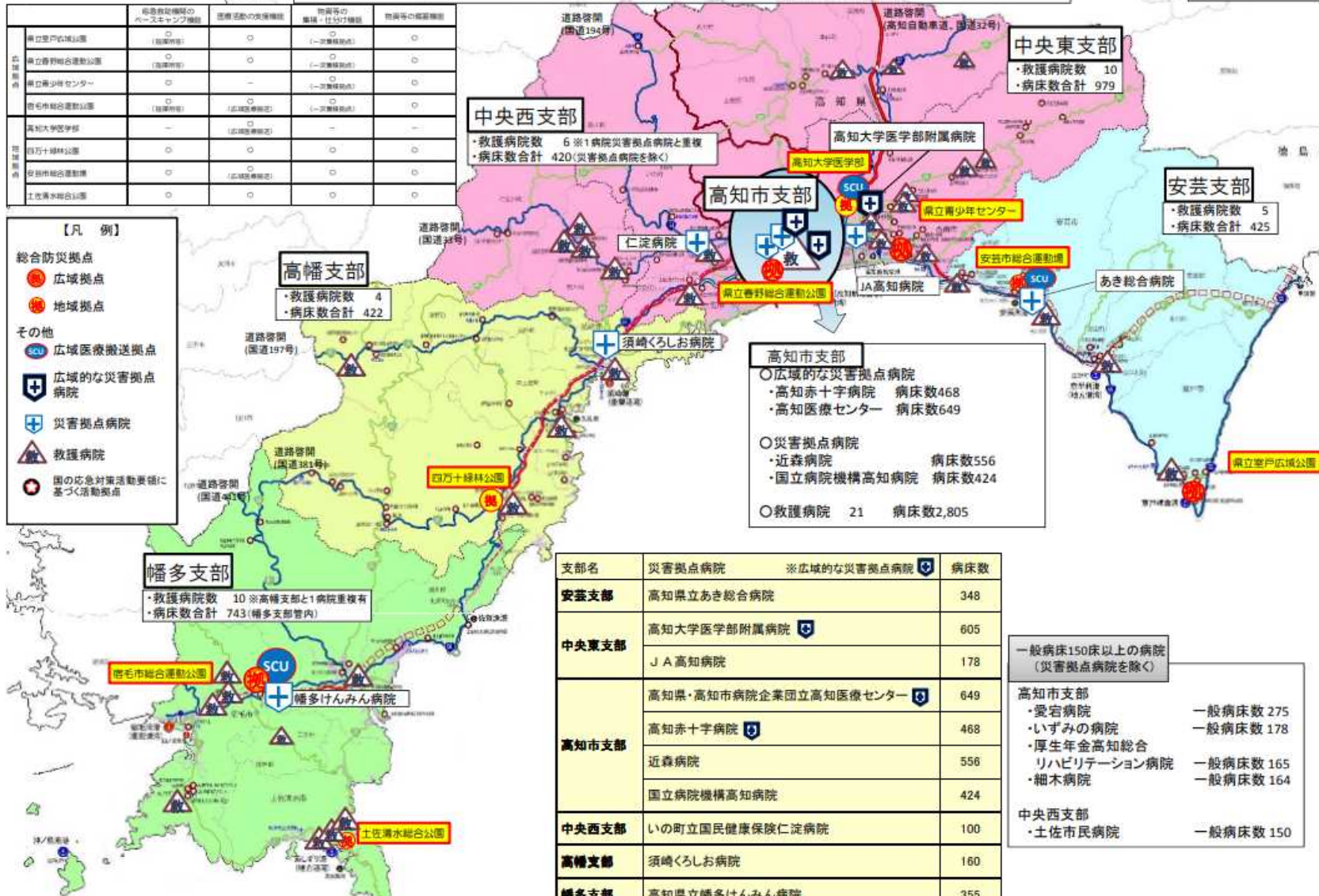
総合防災拠点及び広域医療搬送拠点、災害拠点病院等の配置図

参考資料9

	総合防災拠点の ホームページ機能	避難活動の実施機能	避難所の 確保・区分け機能	避難所の 確保機能
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知大学医学部	○	○	○	○
須崎くろしお病院	○	○	○	○
近森市民総合運動場	○	○	○	○
土佐清水総合公園	○	○	○	○

【凡例】

- 総合防災拠点
 - 広域拠点
 - 地域拠点
- その他
 - SCU 広域医療搬送拠点
 - ⊕ 広域的な災害拠点病院
 - ⊕ 災害拠点病院
 - ⚠ 救護病院
 - ⊙ 国の応急対策活動要領に基づく活動拠点



中央西支部
 ・救護病院数 6 ※1病院災害拠点病院と重複
 ・病床数合計 420(災害拠点病院を除く)

中央東支部
 ・救護病院数 10
 ・病床数合計 979

安芸支部
 ・救護病院数 5
 ・病床数合計 425

高幡支部
 ・救護病院数 4
 ・病床数合計 422

幡多支部
 ・救護病院数 10 ※高幡支部と1病院重複有
 ・病床数合計 743(幡多支部管内)

高知市支部

- 広域的な災害拠点病院
 - ・高知赤十字病院 病床数468
 - ・高知医療センター 病床数649
- 災害拠点病院
 - ・近森病院 病床数556
 - ・国立病院機構高知病院 病床数424
- 救護病院 21 病床数2,805

支部名	災害拠点病院 ※広域的な災害拠点病院 ⊕	病床数
安芸支部	高知県立あき総合病院	348
中央東支部	高知大学医学部附属病院	605
	J A 高知病院	178
高知市支部	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	649
	高知赤十字病院	468
	近森病院	556
	国立病院機構高知病院	424
中央西支部	いの町立国民健康保険仁淀病院	100
高幡支部	須崎くろしお病院	160
幡多支部	高知県立幡多けんみん病院	355

一般病床150床以上の病院
 (災害拠点病院を除く)

高知市支部
 ・愛宕病院 一般病床数 275
 ・いずみの病院 一般病床数 178
 ・厚生年金高知総合リハビリテーション病院 一般病床数 165
 ・細木病院 一般病床数 164

中央西支部
 ・土佐市民病院 一般病床数 150

大雨・豪雨等に備える下水道の対策

県内の下水道において、大雨・豪雨等の災害により被害が生じた施設の早期復旧等を図るため、災害時の支援協定を締結するなどの対策を行っている。

① 災害時の支援協定

大雨・豪雨等の災害発生時に備え、県、16市町村及び関係団体と下記の3つの協定を締結している。

- ・災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定（県、16市町村）
- ・災害時における高知県内の下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する災害支援協定（県、16市町村、日本下水道事業団）
- ・災害時における高知県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定（県、16市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

※（ ）内は協定締結者を示す

② 中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール

中国・四国地方の自治体において、大規模地震やその他災害により、被災自治体では対応が困難な下水道施設の災害が発生した場合に備え、中国地方整備局、四国地方整備局、県（中国・四国地方）、市（県庁所在地）、日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道協会等の関係機関で、災害時相互支援体制を整備している。

当ルールに基づき、災害支援連絡会議を年1回開催するとともに、年2回程度、情報連絡訓練を実施している。

③ 雨の勉強会

市町村の下水道担当者を対象に、気象庁（高知地方气象台）や四国地方整備局（下水道係）などから講師を招き、高知県の気象特性や防災気象情報、下水道における都市浸水対策の最新の情報などについての勉強会を平成27年度から年1回程度実施している。



雨の勉強会実施状況

◆下水道事業を実施している16市町村

高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万土市、香南市、香美市、東洋町、芸西村、土佐町、いの町、中土佐町、越知町、梶原町、四万十町

※下線部は雨水対策を実施している11市町村を示す